

令和5年度公共交通通勤デー 実施要領

制定 令和5年5月1日

改正 令和5年5月22日

第1条 目的

大崎市の公共交通は、自動車利用者数が年々増加し、公共交通機関の利用客数は低迷している現状である。その一方、高齢化の進展により、運転免許返納者の増加や外出に自動車を使用しない市民の増加が予想され、今後公共交通の役割はますます重要になる。

また、近年の過度な自動車利用は、二酸化炭素排出量の増加といった地球環境や、市民の健康、市街地のにぎわい等に対し悪影響が生じるなど危惧されている。

そこで、公共交通機関等による通勤を推奨する日（以下「公共交通通勤デー」という。）を設定し、自動車やバイク等による通勤手段から、公共交通機関や徒歩、自転車などへ通勤手段の転換を促すことで、地球環境への負担軽減や、公共交通機関利用の意識醸成を促進するため、職員への積極的な協力を求めるものである。

第2条 対象

大崎市職員とする。そのうち、①幼稚園・保育所・学校等の施設に勤務する職員、②看護師等の勤務時間が変則的な職員、③会計年度任用職員、④市民病院等に勤務する職員は除くものとする。

第3条 実施内容

実施者の環境条件（勤務状況や交通手段の状況など）に応じて、自家用自動車による通勤から、公共交通機関や自転車・徒歩などの交通手段で通勤する。すでに公共交通機関や自転車・徒歩などの交通手段で通勤している職員は、同じ交通手段により通勤する。

第4条 実施時期

令和5年5月から令和6年3月までの第2・4水曜日を実施日とし、実施日での協力が難しい場合は、実施日を含む週のいずれか可能な日程で協力するものとする。

第5条 通勤経路の変更等について

通勤経路及び通勤手段の変更に伴う交通費は支給しないものとする。ただし、本事業への参加により事故等が発生した場合は、一部通勤経路に変更が生じているものの、市の施策に基づくものとし、通勤災害の対象として取り扱う。

第6条 勤務時間の弾力的な運用について

「勤務時間の弾力的運用実施要領」に準じて、通勤手段の変更により、通常の勤務時間帯（8:30～17:15）から変更することが適切である場合、公務の運営に支障を来たさない範囲内で、1日7時間45分の勤務時間を通常の勤務時間帯以外に変更することができる。

第7条 利用状況の把握

公共交通通勤デー実施後は、その利用状況等を取りまとめた調査表により把握する。

第8条 その他

この要領に定めるもののほか、公共交通通勤デーの実施に際し必要な事項は別に定める。

附則

この実施要領は、令和5年5月1日から施行する。

附則

この実施要領は、令和5年5月22日から施行し、令和5年5月24日から適用する。